

各種届出提出先

- 計画書、実績報告書、変更届出書、特別事情届出書等
 - ※ 県及び市町村の両指定権者から指定を受けて事業展開している場合は、**県及び市町村の両指定権者への提出が必要です。**
 - ※ なお、甲府市は中核市に移行したため、同市内に事業を展開する事業所等は、同市への書類提出が必要です。

提出先		対象事業者
健康長寿推進課 介護サービス振興担当 甲府市丸の内1-6-1 TEL: 055-223-1455 FAX: 055-223-1469		<ul style="list-style-type: none"> ● 県指定サービス 複数都道府県に事業展開している場合 (この内、県内事業処分に係る加算の届出) ● 複数保健福祉事務所の管轄地域に事業展開している場合 (例) 訪問介護事業所 所在地: 甲斐市、山梨市
各保健福祉事務所		<ul style="list-style-type: none"> ● 県指定サービス 単一保健福祉事務所の管轄地域に事業展開している場合 (本課分を除く県指定サービス)
管轄一覧	中北保健福祉事務所 福祉課 長寿介護担当 韮崎市本町4-2-4 TEL: 0551-23-3444 FAX: 0551-23-3445	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 韮崎市 ➢ 南アルプス市 ➢ 北杜市 ➢ 甲斐市 ➢ 中央市 ➢ 昭和町
	峡東保健福祉事務所 福祉課 長寿介護担当 山梨市下井尻126-1 TEL: 0553-20-2796 FAX: 0553-20-2754	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 山梨市 ➢ 笛吹市 ➢ 甲州市
	峡南保健福祉事務所 福祉課 長寿介護担当 南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 TEL: 0556-22-8146 FAX: 0556-22-8147	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市川三郷町 ➢ 早川町 ➢ 身延町 ➢ 南部町 ➢ 富士川町
	富士・東部保健福祉事務所 福祉課 長寿介護担当 富士吉田市上吉田1-2-5 TEL: 0555-24-9043 FAX: 0555-24-9037	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 富士吉田市 ➢ 都留市 ➢ 大月市 ➢ 上野原市 ➢ 道志村 ➢ 西桂町 ➢ 忍野村 ➢ 山中湖村 ➢ 鳴沢村 ➢ 富士河口湖町 ➢ 小菅村 ➢ 丹波山村
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村指定サービス (地域密着型サービス) ※ 複数市町村から指定を受けている場合は、指定を受けている全ての市町村に提出が必要です。 (例) 地域密着型通所介護事業所 所在地: 甲斐市 受入利用者: 甲斐市、北杜市 提出先: 甲斐市、北杜市